

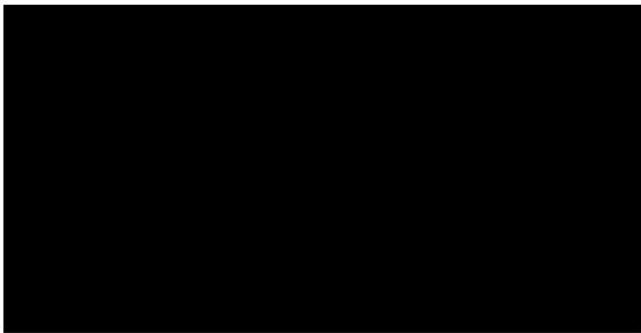


申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなつても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】	一般社団法人みらい観光デザイン機構
団体代表者 役職・氏名	代表理事 本多健
分類	

法人番号

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区日本橋茅場町2-13-8 4階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

中山間地域における地域資源を活かした 魅力的な観光ビジネスの創出と就労支援

事業の種類_第一階層

事業の種類_第二階層

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

支援分野_活動支援団体

休眠預金活用事業 事業計画書【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	中山間地域における地域資源を活かした 魅力的な観光ビジネスの創出と就労支援		
	事業名（副）	山形県をモデルケースに、持続的地域活性拠点づくりとその支援		
	団体名	一般社団法人 みらい観光デザイン機構	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> - ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 - ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/> ③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
<input type="radio"/> ⑨その他	
(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ④働くことが困難な人への支援 ⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 ⑥女性の経済的自立への支援 ⑨その他
<input type="radio"/> (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
<input type="radio"/> ⑨その他	
その他の解決すべき社会の課題	①防災・災害対策 地域と観光客の安全の確保。②環境保全対策 観光が自然破壊につながらないような啓発とハード面の対策。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_6.安全な水とトイレを世界中に	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	中山間地域の観光施設では、インフラ整備が追い付いていない場所も多い。また、観光客の増加が地域の受け入れ許容量を超える懸念もある。こうした地域には、土壤分解型循環型トイレ等を設置し、日常的に利用できるようにすることで、ハード面の普及だけでなく、環境への配慮や豊かな自然との関わりを学び、地域での意識の向上を図る。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	地域の特性を活かし、地場観光産業の活性化と雇用促進を図るとともに、地場産材を積極的に活用して地域のさらなる活性化を促す。環境への配慮を重視し、維持や保全が容易で、費用と人的負担を最小限に抑えた施設づくりを目指す。(目標8働きがいも経済成長も 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する、にも関連)

12.つくる責任つかう責任	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	地域の特性を活かし、地場観光産業の活性化と雇用促進を図るとともに、地場産材を積極的に活用して地域のさらなる活性化を促す。環境への配慮を重視し、維持や保全が容易で、費用と人的負担を最小限に抑えた施設づくりを目指す。
13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	平常時には営利事業の拠点として活用し、災害時には避難場所として機能させる。東北の中山間地域では防災対策や災害への意識が遅れているため、地域の方たちと共に、災害に強い地域になるような対話を続け、ソフト面の強化を図ると共に、費用面から放置されている対策をハード面からも支援していく。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
地域の魅力を最大限に活かし、ユニバーサルデザインを基盤とした誰もが楽しめる持続可能な観光スタイルを創造する。地域住民が主体となる地域活性化を促進し、環境に配慮しながら未来へつなぐ新たな観光の可能性を追求し、地域と社会全体の発展に寄与することを目的とする。特に過疎化が進行している地域の魅力を発掘・開発し、産業モデルを構築・成長させ、外部人材の流入増を促進。起業を推進し、また、後継者問題にも寄与する。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
2013年、車いすテニス元日本代表の本間氏の入店拒否をきっかけに、有志による活動が始まる。「旅行者に優しいデザイン」をテーマに、国土交通省、日本建築士会連合会等の協賛を得て、社会に貢献する活動やデザインの表彰を行うとともに、学生や若手建築家を中心にアイデアを公募し、観光業界におけるバリアフリーの普及に努めてきた。近年、中山間地域を持つ自治体と関わる中で、新メンバーとの座組をもって法人化を決意した。	

II.事業概要

実施時期	国外活動の有無					資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域		
直接的対象グループ	・地域で観光業や移住関連など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体 ・地域に根差した産業に関わる有志で構成された地元住民の団体 (特に宿泊業 農業 林業等)	(人数)	5団体	山形県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし	

最終受益者	地域住民、事業承継者・後継者（地域産業）、移住者・起業者	(人数)	1000人（人口10000人に対して10%を想定）、機関・団体は3～5
事業概要	<p>本プロジェクトは、山形県をモデルケースとし、人口1万人以下の地域（山形県内の12町2村に該当）を活性化するために、地域資源の見直し、及び発掘・開発を行い、観光ビジネスの創出や拠点づくり、人材育成などを支援するものである。これらの地域では自治体予算が限られ、民間主導の活動も縮小傾向にあるため、継続的な支援が必要と考える。</p> <p>地域特性を活かし、過疎化地域、中山間地域に魅力ある職業を創出することで、若年層の人口流出抑制や移住者の確保、環境・災害対策の強化、地域産業の「担い手不足」の解消、人口減少に伴う「将来への不安」の緩和、少子高齢化や社会環境の変化に伴う産業構造問題への対応など、長期的な課題にもアプローチする。</p> <p>当社の強みの一つでもある、起業・インキュベーション、イベント事業の豊富な経験者、食のプロフェッショナルによる、新たなビジネスモデルの構築・促進、地のものを活かした商品開発（農作物→新たな食メニュー）、また、六次産業化などを伴走支援することにより定着を目指します。</p>		

440/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	827/1000字
人口減少の深刻化	
山形県では社会減少率が1.5%以上と全国的にも高く、その中でも社会的減少が全体の3割を占めている。この影響により、産業の担い手不足や地域の将来性に対する不安感、経済の縮小が進行している。特に、もともと人口の少ない中山間地域では観光業の衰退が深刻な課題である。	
観光客数の停滞	
令和5年（2023年）の観光客数は約3,866万人で、令和4年（2022年）と比較して約263万人増加し、増加率は107.3%であった。しかし、過去最高であった令和元年（2019年）の4,650万人と比べると83%にとどまっている。特にインバウンドの宿泊客数は13万人（2023年）と過去最高を記録したものの、北海道の618万人の約2%、隣県宮城県の51万人と比べても約25%程度である。（出典：山形県HPおよびJNTO日本の観光統計データ）	
観光産業の担い手不足	
県内では、コロナ禍を経て観光ビジネスへの若年層の参入が減少し、宿泊業や観光業をはじめとする産業全体で「高齢化」と「後継者不足」が顕在化している。また、観光産業自体の変化が著しく、インバウンドの急増、団体旅行から個人旅行へのシフト、SNSなどの広告媒体の変化、名所旧跡を巡る旅から体験型観光への移行が進んでいるが、これらの変化への対応が遅れている。これにはプレイヤーの不足と支援体制の未整備が要因と考えられる。	
遊休地の増加	
人口減少による担い手不足の影響で、手入れが行き届かない遊休地が地域課題の一つとなっている。	
自然災害への備えの必要性	
近年、ゲリラ豪雨や台風による冠水、土砂災害、地震など、自然災害のリスクが顕在化している。地域の観光産業を守るためにには、災害対策を万全に整え、観光客のリスクを軽減することが必要不可欠である。また、長期的な自然環境の保全や災害軽減に取り組むことが求められている。中山間地域の観光では自然との共生が不可欠であり、特に水資源の保全に注力する必要がある。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	32/200字
移住促進事業や企業の誘致促進の実施、地域で活動する団体への助成。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
主に山形県エリアにおける、過疎地域、中山間地複数に対しヒヤリングを行っている。各地域のもつ課題が共通して「人口減少」「担い手の不足」「産業の衰退」であることを認識。課題に対する深堀したヒアリングの実施や行政への事業提案をするも、具体的なアイデアや、予算確保が難しい状況を確認している。課題意識はあるものの、予算が無いため行動ができず、また、アイデア、ノウハウが乏しい状況であることが確認できている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	196/200字
地域資源の発掘や既存産業のネットワーク構築、リデザインを通じて、新たな国内需要とインバウンドを呼び込み、持続可能な観光地へと進化させる。これにより、「雇用の促進」「交流人口の増加」「地域産業の振興」、長期的には「後継者問題の解決」を実現する。また、平常時の観光拠点が災害時には防災拠点として機能するよう、ソフト・ハード両面から支援を行い、地域の「安全の確保」や「移住の促進」にもつなげていく。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

事業終了後3~5年後、本プロジェクトに関わった事業の安定化を優先しながら、web/SNSからの情報発信、パネルディスカッションを継続的に行い、具体的な指標（来場者数、売上、収益、直接雇用者数）を数値を可視化し続けることで、「地域雇用の創出」と「関係人口の拡大」への意識が高まり、地域の意識改革が浸透し、行動の変化が促される。今まで予算が無く、アイデアが無かった地域にも、「販路の拡大」や「新規事業への意欲向上」、「後継者問題を抱える企業の意欲向上」が促進され、さらに「職と安全が両立した地域で活躍したいと考える若者や世帯の増加」につながることが見込まれる。本助成事業をモデルケースとして、類似する課題を持つ過疎地、中山間地への展開と、それぞれの地域の意識改革のきっかけとなっていくことが見込まれる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事業1.集客施設の創出支援 イベントで活用されているサウナを基盤に常設サウナパークの開設を支援する。これにより、豪雪という地域のデメリットをメリットに転換し、季節変動に左右されない観光産業を創出する。		定性目標（開業後）：サウナの街としての日本一。「ととのうなら西川」の全国発信（開業前）定量目標（開業後）：来場客数/地域観光客数（月別） 売上（開業前）SNS広告数 フォロワー数 リツイート数等	初期値は来場者0人。売上0円			12,000人/年（利用者） 2475万（売上） KPI設定	
事業2.既存産業のネットワーク構築/販路支援 地域農家のネットワークを強化し、地産地消型バーエキュー場を開業。農産物の新規販路開拓や規格外野菜の廃棄削減、西川ブランドのPRを推進する。		定性目標（開業後）：オール西川の食材バーエキュー場で観光客を健康にし、一次産業の意識を向上する。定量目標：利用客数 売上 廃棄農産物量の減少 直販販売数等	現在は利用者数0人 売上0円			2,500人/年（利用者） 1296万（売上）	

事業3.新規・既存産業の広報支援/イベント企画/コミュニティカフェ運営 サウナパークを活用したイベント開催やSNS配信を通じ、地域アクティビティの拠点を目指す。地域住民が魅力を発信する仕組みを作り、交流拠点となるカフェを運営する。	定性目標（開業後）：地域の皆さんが、自身の地域の魅力を理解し、発信していく。定量目標：SNS投稿数 サポーター数（開業前）イベント数 参加者数 閲覧数	現在は利用者数0人 売上0円 サポータ数0人	17,000人/年（利用者） 600万（売上） 100人（サポータ数）年100人づつ増えるようにする
事業4.山形県の支援地域において、短期（1ヵ月～）レンタル店舗を設置し挑戦する人材を支援、起業者の増加を目指す。「挑戦できる町」として移住希望者への発信を強化し、移住促進やUターン・Iターンのきっかけを創出する。	定性目標：地域に無かったビジネスモデルの確立や企業を目的とした移住者、お試し移住の増加。定量目標：起業数、利用率。起業イベントの開催回数。参加者数。移住者数等	現在は0人	起業数：2名/年 利用率20% イベント2回/年
事業5.既存産業の新規挑戦支援 簡易宿泊施設を設置し宿泊者数の増加を図ると共に、冬季需要を喚起し通年営業を可能にする。これにより通年雇用の安定化や宿泊業の事業継承を支援する。	定性目標（開業後）：季節変動、高齢化、後継者問題に悩んでいる既存の宿泊業関係者の希望となる。定量目標：宿泊客数 稼働率、冬季の宿泊者数等	現在は利用者数0人 売上0円 稼働率0%	2,350人/年（利用者） 1170万円（売上）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事業1.集客施設の創出支援 厳冬期の集客力向上を目指し、広報等の勉強会を開催し、実行団体の広報力、企画力を強化。観光客数の平準化を図り、通年雇用の創出と地域の自律的な活性化を促進する。		定性的：実行団体が広報活動やイベント企画を自主的に実施し、季節を問わず観光客数が増加しているか。厳冬期の観光プログラムが定着し、地域の通年雇用の維持・拡大が実現しているか。また、地域住民や観光客からの評価が向上しているか。 定量的：地域の団体が連携したイベント開催の回数とその参加者数	採択後に調査する		単純にイベント回数を求めるのではなく、効率的なイベント開催、費用対効果の高い広報。SNS利用等の数字も検証する。

事業2.既存産業のネットワーク構築/販路支援 農作物を活かした商品やメニュー開発、廃棄野菜を活用したフードコーディネートやワークショップを通じ、実行団体の開発力を向上。地域資源を無駄なく現金化する仕組みを構築し、地域経済を活性化する。	定性的：実行団体が地域資源を活用した新商品の開発やメニュー提案を自主的に実施し、地域住民や消費者からの評価が高まっているか。廃棄野菜の活用率が向上し、地域経済の活性化につながる成功事例が増加しているか。 定量的：新規開発商品数 新メニュー等の数やその評価。廃棄野菜数	採択後に調査する		トレイ＆エラーを繰り返せる文化を醸成させる。数の目標というよりは、顧客のリピート率、満足度を指標したい。
事業3.新規・既存産業の広報支援/イベント企画/コミュニティカフェ運営 地域内ワークショップの開催を通じ、インフォメーションサポーターを増加。登録者が地域資源を深く理解し、自発的に広報活動を行える体制を整え、地域の魅力発信力を強化する。	定性的：ワークショップ参加者が地域資源について深い知識を習得し、積極的に広報活動を提案・実行しているか。地域内外での魅力発信が増加し、周囲からの評価や関心が高まっているか。 定量的：インフォメーションサポーターの数とその投稿数	採択後に調査する		移住者だけでなく、地域住民が発信するSNSの数字を追う。
事業4.賃貸事業 山形県の支援地域において、自治体や移住促進支援団体と連携し、起業に必要なスキル習得を支援。生産者との協力体制や地域内での横の連携が構築され、自律的な事業推進が可能な状態を目指す。	定性的：生産者や関係団体との協力が円滑に進み、地域内での連携が活性化しているか。起業支援を通じ、参加者が事業推進に自信と意欲を持っているか。 定量的：短期起業数 営業日数 売上等	採択後に調査する		事業継続が可能な数字を目標とする。
事業5.既存産業の新規挑戦支援 宿泊業におけるOTA活用を推進し、地域プランディングや予約サイトの運用スキルを強化。満室時には地域内の他施設への誘導体制を整え、連携を強化することで地域全体の集客力を向上させる。	定性的：予約サイトの活用方法について、関係者が「理解した」「改善した」と感じているか。地域内で宿泊施設同士の情報共有や協力が増加したか。 定量的：予約サイトからの予約数等	採択後に調査する		各OTAには、昨年度との比較等が可能な為、その上昇率、空室率等のデータを得ることができる。効果的な金額設定により、稼働率は変わらなくとも利益率を上げることができる。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目 事業1.集客施設の創出支援（サウナ） サウナの運営を通じて地域外からの集客を図り、地域経済への外貨流入を促進する。特に冬季における集客強化を重視し、仕事量を平準化、通年雇用の安定化に寄与する。豪雪という特性を活かした「雪中サウナ」など、積雪量日本一の魅力を打ち出し、インバウンド観光客の誘致を目指す。これにより、地域独自の観光資源の活用と課題解決を両立し、持続可能な観光産業の基盤構築を支援する。				時期 2025年4月～2028年3月 198/200字
--	--	--	--	--

事業2.既存産業のネットワーク構築/販路支援 (BBQ) 地域食材のネットワークを強化し、新設される施設を活用して地域農産物の魅力を発信する。また、廃棄野菜を活用したスムージーなどの商品開発にも注力する。夏季の繁忙期には仮設テントを利用したBBQイベントで集客を図り、冬季には商品開発に取り組む。これにより地域のPRを推進するとともに、通年雇用の創出や地域経済の活性化を目指す。	2025年4月～2028年3月	188/200字
事業3.新規・既存産業の広報支援/イベント企画/コミュニティカフェ運営 上記施設の受付業務、清掃業務、広報業務を実行団体が担い、それぞれの得意分野を活かして相乗効果を生み出す。地域のコミュニティの中心となる場所を目指し、施設運営を通じて地域の活性化に貢献する。また、広報活動やイベント企画を通じて、地域の魅力を広く発信し、地域住民と観光客の交流を促進する。	2025年4月～2028年3月	178/200字
事業4.賃貸事業（短期場所貸し事業） 単独での収益は難しいが、上記施設との連携があれば可能な事業。地域からの起業促進には最適な短期間のお試し店舗貸し事業。地域おこし協力隊やそのOB、移住者等のネットワークを活用し、週末起業を後押しする。これにより、移住者が自分を高め、スキルアップできる場所として地域を認識してもらうことを目指す。	2025年10月～2028年3月	166/200字
事業5.既存産業の新規挑戦支援（宿泊事業） 宿泊施設を設けることで、この地域や山形全体で多く生産されている地酒やワインを提供できるようにする。宿泊業に特化し、飲食は事業2および事業4に委託、入浴は事業1または地域の日帰り入浴施設を活用する形で、地域の資源を最大限に生かした事業運営を目指す。	2025年10月～2028年3月	153/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
事業1.集客施設の創出支援(サウナ) 組織基盤強化、インバウンド対策、集客戦略、イベント企画などを支援し、サウナ施設が単独で採算が取れる事業として成長できるようにする。地域観光の核となる施設運営を目指し、地域全体の観光資源を活用しつつ、持続可能で自律的な事業運営体制の構築を進める。	2025年4月～2028年3月	142/200字
事業2.既存産業のネットワーク構築/販路支援(BBQ) 組織基盤強化と一次産業事業者とのネットワーク強化を進め、地産地消の拠点を安定的に確保する。また、商品開発を支援できる人材を育成し、常に新しい魅力を提供することでリピーターの獲得を目指す。さらに、地域内の他の产品や事業に対してもアドバイスできる団体として、地域経済の活性化を支えるネットワークを構築する。	2025年4月～2028年3月	180/200字
事業3.新規・既存産業の広報支援/イベント企画/コミュニティカフェ運営 地域PRをマスメディアに依存せず、個人発信を中心とした密着型の広報活動を推進し、安価かつ効率的な方法で情報発信ができる体制を整える。地域インフォメーションサポーターを活用し、サウナタウンにとどまらず、広範な地域の魅力をPRできる団体へと成長させ、地域全体の認知度向上と活性化を目指す。	2025年4月～2028年3月	179/200字
事業4.賃貸事業（短期場所貸し事業） 独立起業に必要な知識を提供する勉強会やワークショップを実施し、移住者や地域おこし協力隊が地域で活躍できる環境を整える。これにより、地域の魅力を高め、働きやすい地域づくりを推進。さらに、移住希望者にとって魅力的な地域となり、持続可能な人口流入を促進する。	2025年10月～2028年3月	146/200字
事業5.既存産業の新規挑戦支援（宿泊事業） ITスキルやOTAの活用方法を学ぶことにより、宿泊施設の集客力を向上させ、利益率の効率化を図る。こうした専門知識を持った人材を育成し、地域の他の宿泊施設へのアドバイザーとして活躍できるよう支援する。これにより、地域全体の宿泊業が活性化し、持続可能な観光業の基盤を築く。	2025年10月～2028年3月	158/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	事業進捗や成果は、ホームページやSNSを通じて積極的に発信し、広く認知されるよう努める。ターゲットは、既存事業者、移住者、移住希望者を中心とし、実行団体や地域活動への関心を高める。また、観光地域に訪れる一般の方々には、アンケートやフォームを活用し、地域PRと並行して国民休眠預金制度に関する情報提供を行う。これにより、地域の課題解決に向けた認知度向上と、地域活性化への参加意欲を喚起することを目指す。	200/200字
連携・対話戦略	社内（起業支援/地域コミュニティの専門家）と、環境・防災に精通した企業・団体と連携し、助言や分析を通じて、各種事業の進捗を随時見直し、更新する。特に、事業の改善に向けたレポート作成を行い、実行団体の資金計画や経営面についても、分野専門家と共に安定的かつ持続可能な活動の推進を支援する。また、JANPIA等との連携を深め、事業の方向性や課題に対する意見交換を行い、より効果的な事業運営を目指す。	196/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	当社は、事業期間終了後に休眠預金に依存せずに自立化できるよう、以下の戦略を実施します。まず、民間公益活動の担い手を育成するため、地域のリーダーや起業希望者といった人材を育成し、持続可能な事業運営能力を高めます。次に、資金調達環境を整備するために、民間企業や金融機関との連携を強化し、安定的な資金源を確保します。また、事業を自走化するため、現場での運営能力や経営体制を強化し、地域住民や団体の協力を得て、安定した収益基盤を確立します。 さらに、社会課題の解決に向けた自律的かつ持続的な仕組みを構築するため、地域住民や事業者との連携を深め、地域資源を最大限に活用した事業展開を行います。最後に、地域観光を基軸としつつ、防災や環境等の問題への取り組みをすることが、公的施策として制度化され、他地域への展開や政策提言に繋がることを目指します。	359/400字
実行団体		375/400字

VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	18/800字
関連する助成事業の実績はありません。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	479/800字
当社団には、資金的および人的支援を提供いただいている複数の企業があるが、その中でも、株式会社ローヤルエンジニアリングは、建築設備事業を基盤とし、SDGsをテーマに「快適環境創造企業」を掲げた活動を展開している。さらに、自治体と包括連携協定を締結し、環境に配慮した社会実験などを実施している。	
また、日本大学工学部 環境生態工学研究室との連携により、土壤や微生物を活用した汚水分解など、環境保護に関する研究を推進している。	
山形県においては、地域や自治体とのつながりを通じてヒアリングなどの協力を得ており、これまで中山間地域を何度も訪問している。すべての地域を網羅したわけではないが、他地域でも同様の課題があることを把握しており、実行団体の公募に際して多くの応募が期待できる。	
さらに、一般社団法人フェーズフリー協会からは、日常生活の質を高めつつ災害時にも役立つ施設設計に関する助言を受け、日常と防災を両立させる取り組みを進めている。	
加えて、山梨県および宮城県の自治体と連携し、移住支援や観光分野における活動を展開しており、地域活性化を目指している。	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	146/200字
(2)実行団体のイメージ	地域で既に移住促進や観光業など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体、林業や農業、宿泊施設など地域に根差した産業に関わる有志で構成された地元住民の団体、地域の安心安全に貢献する団体、意欲的にソーシャルビジネスに取り組む団体。それぞれの分野で強い団体を 不足部分を伴走支援していく。	133/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	1実行団体あたり4000万円程度を助成額とする。（各事業により費用は異なる）事業は3年計画としており、山形県での各地域の連携促進や実施地域での人材育成や多様な人達の交流拠点づくりも含めた内容とした。これらの建築費用は、観光資源を最大化するにあたり、必要なものである。	125/200字
(4)案件発掘の工夫	地域で既に移住促進や観光業など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体や林業や農業、宿泊施設など地域に根差した産業に関わる人達の活動状況など情報収集を行う。対象とする地域を絞り込み、活動団体の有無など分野専門家の助言も交えて案件発掘を行う。	

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	本事業に関わる人数は主にプロジェクト遂行に3名、バックオフィス機能に2名の実行体制とする。事業実施の窓口を一本化、連絡系統を明確にし、進捗状況などメンバーとの共有・連携をスムーズに行う。サポート体制も強化し、必要に応じ速やかに当法人メンバー（協力企業等）が対応する。協力企業の代表であるローヤルエンジニアリングからは、常時1名のサポートと資金の援助を受けている。				181/200字														
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">人数</th> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">内訳</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">他事業との兼務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 名</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">新規採用人数 (予定も含む)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 名</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">既存PO人数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 名</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2 名	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)			既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載															
2 名	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)																
	既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)																
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令、倫理、規則を遵守し、その意識付けの研修会を実施する。日常的に健全な活動や経営を行うため明確な内部管理体制を整える。現在、体制、規定を整えている。弁護士、社労士などに相談し、進めている。				95/200字														
(4)コンソーシアム利用有無	なし																		

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025/02/01	～ 2028/03/31
資金分配団体	事業名	中間地域における地域資源を活かした魅力的な加工ビジネスの創出と就労支援
	団体名	一般社団法人みらい観光デザイン機構

	助成金
事業費	235,081,000
実行団体への助成	199,880,000
管理的経費	35,201,000
プログラムオフィサー関連経費	24,138,000
評価関連経費	21,540,000
資金分配団体用	11,640,000
実行団体用	9,900,000
合計	280,759,000

1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	1,805,400	68,165,200	107,855,200	57,255,200	235,081,000
実行団体への助成		56,480,000	97,000,000	46,400,000	199,880,000
－					
管理的経費	1,805,400	11,685,200	10,855,200	10,855,200	35,201,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,152,000	7,662,000	7,662,000	7,662,000	24,138,000
プログラム・オフィサー人件費等	832,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	15,808,000
その他経費	320,000	2,670,000	2,670,000	2,670,000	8,330,000

3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	460,000	6,110,000	7,460,000	7,510,000	21,540,000
資金分配団体用	260,000	3,610,000	3,860,000	3,910,000	11,640,000
実行団体用	200,000	2,500,000	3,600,000	3,600,000	9,900,000

4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	3,417,400	81,937,200	122,977,200	72,427,200	280,759,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	9,994,000	95.9%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	一般社団法人 みらい観光デザイン機構				
郵便番号	103-0025				
都道府県	東京都				
市区町村	中央区				
番地等	日本橋茅場町2-13-8 第一大倉ビル4階 FLAT4				
電話番号	0356416455				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.hoop2015.com/			
	その他のWEBサイト(SNS等)				
設立年月日	2014年（任意団体）				
法人格取得年月日	2024/11/24(予定)				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ホンダ タケシ
	氏名	本多 健
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ホンマ マサヒロ
	氏名	本間 正広
	役職	理事

(3)役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	2
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	0
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	法人化に伴い整備していく予定

(5)会員

団体会員数 [団体数]	1
団体正会員 [団体数]	1
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	なし

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
 - 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

【各欄の入力方法と注意点】

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
 - ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	中山間地域における地域資源を活かした 魅力的な観光ビジネスの創出と就労支援
団体名:	一般社団法人 みらい観光デザイン機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に値を記載して下さい。
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにして下さい。	
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 定款	理事会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要		
(6)決議 (過半数か3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要		
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して下さい	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 「ハラスメントの防止に関する規程」	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 「理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則」	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

定 款

一般社団法人みらい観光デザイン機構

令和6年11月1日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 設立

一般社団法人みらい観光デザイン機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みらい観光デザイン機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の魅力を最大限に活かし、持続可能で誰もが楽しめる新しい観光 スタイルを創造し、地域活性化と社会全体の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1. 地域の文化、自然、特産品等の観光資源の発掘及び国内外へのプロモーション
- 2. ユニバーサルデザインを取り入れた観光施設、サービスの企画及び提案
- 3. 地域住民参加型観光プロジェクトの推進のためのワークショップ、イベントの企画及び運営
- 4. 持続可能な観光開発、エコツーリズム及び環境保護に関する各種サービスの提供及び研究開発
- 5. 新たなパラスポーツの創出、それを活用した観光プログラムの開発、運営及びスポーツ観光の振興
- 6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の全会一致による承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない場合を除き1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

一 退社したとき。

- 二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 三 除名されたとき。
- 四 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録作成者がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、役員として理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事を複数名置くときは、代表理事は社員総会において選定する。ただし、理事が1名の場合は、その者を代表理事とする。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(利益相反行為の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する

取引二 自己又は第三者のためにする当法人との取引

三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における 当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年10月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおり

とする。設立時理事 [REDACTED] 本多健

設立時代表理事 [REDACTED] 本多健

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 [REDACTED] 本多健設

立時社員 [REDACTED] 本間正広

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みらい観光デザイン機構設立のため、設立時社員本多健及び本間正広の定款作成代理人 [REDACTED] は、電磁記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

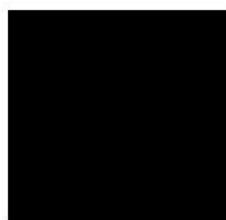
令和6年11月1日

設立時社員 本多健

設立時社員 本間正広

上記設立時社員の定款作成代理人

[REDACTED]
地司法書士 [REDACTED]
(登録番号 東京第5457号)



受付のお知らせ

受付登記所 東京法務局（登記所コード：0100）

受付年月日 令和 6年11月18日

受付番号 法人 - 受付 - 第14901号

上記受付年月日及び受付番号により次の登記の申請を受け付けました。

令和 6年11月18日 東京法務局

印
省略

一般社団法人設立登記申請書

名称(フリガナ)	ミライカンコウデザインキコウ	
名 称	一般社団法人みらい観光デザイン機構	
主たる事務所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号	
登記の事由	令和6年11月18日 設立の手続終了	
登記すべき事項	別紙のとおり	
登録免許税額	金 60,000 円	
納付方法	電子納付	
添付書類	定款(ファイル添付) 総社員の同意書 設立時理事及び設立時代表理事の就任承諾書 印鑑証明書 委任状	1通 1通 1通 1通 1通
印鑑届出の有無	有 ※ 管轄登記所に別途持参若しくは郵送により又はオンライン申請に添付し提出	

上記のとおり登記を申請する。

令和6年11月18日

申請人 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号
一般社団法人みらい観光デザイン機構

上記代理人 代表理事 本多健
司法書士

登記所コード 0100
宛先登記所 東京法務局 御 中

その他の申請書
記載事項 代理人連絡先 :

別紙（登記すべき事項）

「名称」一般社団法人みらい観光デザイン機構

「主たる事務所」東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号

「法人の公告方法」当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

「目的等」

当法人は、地域の魅力を最大限に活かし、持続可能で誰もが楽しめる新しい観光スタイルを創造し、地域活性化と社会全体の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 地域の文化、自然、特産品等の観光資源の発掘及び国内外へのプロモーション

2. ユニバーサルデザインを取り入れた観光施設、サービスの企画及び提案

3. 地域住民参加型観光プロジェクトの推進のためのワークショップ、イベントの企画及び運営

4. 持続可能な観光開発、エコツーリズム及び環境保護に関する各種サービスの提供及び研究開発

5. 新たなパラスポーツの創出、それを活用した観光プログラムの開発、運営及びスポーツ観光の振興

6. 前各号に付帯関連する一切の事業

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」

「氏名」本多健

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「氏名」 本多健

「登記記録に関する事項」 設立

この受付のお知らせは、東京法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに
相違ありません。

令和6年11月18日

司法書士

[REDACTED]
